



山形県公報

平成17年2月4日(金)
第1616号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 告 示

有害図書類の指定.....(文化振興課)...101  
 生活保護法による指定医療機関の指定.....(健康福祉企画課)...102  
 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出.....(同)...103  
 生活保護法による指定医療機関の休止の届出.....(同)...同  
 生活保護法による指定介護機関の指定.....(同)...同  
 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出.....(同)...104  
 知的障害者福祉法による指定居宅支援事業者の指定.....(置賜総合支庁福祉課)...同  
 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止.....(同)...同  
 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業所の所在地の変更.....(同)...105  
 山形県農村地域工業等導入資金融通促進事業費補助金交付規程の一部を  
 改正する規程.....(農政企画課)...同  
 地籍調査事業計画の決定.....(農村計画課)...同  
 県道の供用の開始.....(村山総合支庁西村山総務建築課)...106  
 道路の区域の変更.....(庄内総合支庁建設総務課)...同  
 同.....(同)...同  
 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程.....(出納局)...同

## 告 示

山形県告示第96号

山形県青少年保護条例(昭和54年3月県条例第13号)第8条第1項の規定により、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定する。

平成17年2月4日

山形県知事 高 橋 和 雄

(図 書)

| 指定番号 | 題 名             | 図書コード      | 発行所等      | 指定の理由                               |
|------|-----------------|------------|-----------|-------------------------------------|
| 8234 | COMIC 快樂天 2月号   | 13877 - 2  | ワニマガジン社   | 著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。 |
| 8235 | ときめきエッチ         | 51792 - 79 | (株) 蒼 竜 社 |                                     |
| 8236 | レディースコミック微熱 2月号 | 09663 - 2  | セブン新社     |                                     |
| 8237 | まんがシャワー 2月号     | 18399 - 2  | (株) 一 水 社 |                                     |
| 8238 | 漫画ピンクタイム 2月号    | 18301 - 2  | マイウェイ出版   |                                     |

|      |                   |            |              |
|------|-------------------|------------|--------------|
| 8239 | 浮気妻のH話2月号         | 11495 - 02 | (株)パウハウス     |
| 8240 | パソコンパラダイス2月号      | 07483 - 02 | (株)メディアックス   |
| 8241 | 本当にあった主婦の体験 Vol.5 | 08306 - 2  | ぶんか社         |
| 8242 | 微熱SUPER7'ラックス2月号  | 07689 - 2  | セブン新社        |
| 8243 | グリム童話VOL.2        | 19148 - 2  | (株)笠倉出版社     |
| 8244 | コミックマノン2月号        | 13773 - 02 | (株)マガジン・マガジン |
| 8245 | コミックアムール2月号       | 03801 - 02 | (株)サン出版      |
| 8246 | 本当は恐くないケータイサイト500 | 07914 - 1  | (株)桃園書房      |
| 8247 | スーパー写真塾2月号        | 15431 - 2  | (株)コアマガジン    |
| 8248 | 誰にも言えない秘(マ牝)略奪愛   | 55152 - 43 | (株)松文館       |
| 8249 | 絶対零度の王子様          | 44647 - 67 | (株)宙出版       |

《参考》青少年保護条例第8条第2項第1号並びに第2号の規定(包括基準)に該当する有害図書類(図書)

| 番号 | 題名           | 区分    | 発行所等 |
|----|--------------|-------|------|
| 1  | 淫乱の艶奏        | コード不明 | 博光舎  |
| 2  | うぶジャックVOL.04 | コード不明 | 不明   |

(録画テープ等)

| 番号 | 題名                   | 区分  | 発行所等         |
|----|----------------------|-----|--------------|
| 1  | 人妻マガジン エロ妻16人のエクスタシー | ビデオ | (株)OUT BREAK |
| 2  | スチュワードスのあふれる秘密       | DVD | (有)シャッフル     |

#### 山形県告示第97号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成17年2月4日

山形県知事 高橋和雄

| 指定医療機関の名称     | 指定医療機関の所在地    | 指定年月日      |
|---------------|---------------|------------|
| 牧野歯科医院        | 山形市五日町7番10号   | 平成16.12.27 |
| ら・ふらんす調剤薬局天童店 | 天童市駅西三丁目1番10号 | 平成17.1.4   |

|            |                       |   |      |
|------------|-----------------------|---|------|
| すずき整形外科    | 東田川郡藤島町大字藤島字笹花42番地の34 | 同 | 1.7  |
| マルフクあんしん薬局 | 新庄市若葉町13番19号          | 同 | 1.20 |
| さとうクリニック   | 南陽市宮内3500番地           | 同 | 1.24 |

## 山形県告示第98号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成17年2月4日

山形県知事 高橋和雄

| 指定医療機関の名称 | 指定医療機関の所在地         | 廃止年月日      |
|-----------|--------------------|------------|
| 牧野歯科医院    | 山形市五日町7番10号        | 平成16.10.27 |
| 小野薬局      | 東村山郡中山町長崎124番地     | 同 12.17    |
| 河北調剤薬局    | 西村山郡河北町谷地中央四丁目7番9号 | 同 12.23    |
| 矢口歯科分院    | 山形市蔵王半郷566番地       | 同 12.30    |

## 山形県告示第99号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条(第55条において準用する同法第50条)の2の規定により、指定医療機関から次のとおり休止する旨の届出があった。

平成17年2月4日

山形県知事 高橋和雄

| 指定医療機関の名称     | 指定医療機関の所在地    | 休止年月日      |
|---------------|---------------|------------|
| ら・ふらんす調剤薬局東根店 | 東根市中央四丁目3番10号 | 平成16.12.30 |

## 山形県告示第100号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成17年2月4日

山形県知事 高橋和雄

| 指定介護機関の名称                  | 施設又は実施する事業の種類   | 指定介護機関の所在地               | 指定年月日     |
|----------------------------|-----------------|--------------------------|-----------|
| ショートステイかけはし                | 短期入所生活介護        | 鶴岡市大字民田字代家田100番1         | 平成16.12.1 |
| 指定居宅介護支援事業所済生会山形訪問看護ステーション | 居宅介護支援          | 山形市沖町79番1                | 同         |
| あっとホームのんき                  | 痴呆対応型<br>共同生活介護 | 東田川郡三川町大字猪子字大堰端<br>336番地 | 同 12.21   |

|                        |                  |                       |            |
|------------------------|------------------|-----------------------|------------|
| さくら家                   | 通所介護             | 西田川郡温海町大字湯温海甲231番地    | 同 12.27    |
| グループホーム眺海              | 痴呆対応型<br>共同生活介護  | 飽海郡松山町大字山寺字宅地159番地    | 同          |
| 白鷹介護サービスセンター<br>ふれあいの里 | 短期入所生活介護<br>通所介護 | 西置賜郡白鷹町大字畔藤5049番地     | 平成17. 1. 4 |
| すずき整形外科                | 居宅療養管理指導         | 東田川郡藤島町大字藤島字笹花42番地の34 | 同 1. 7     |
| 天然温泉竹とんぼ"彩時季"          | 通所介護             | 東置賜郡高畠町入生田2068番 1     | 同 1.21     |

## 山形県告示第101号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成17年2月4日

山形県知事 高橋和雄

| 指定介護機関の名称            | 施設又は実施する事業の種類 | 指定介護機関の所在地     | 廃止年月日      |
|----------------------|---------------|----------------|------------|
| 総合福祉ツクイ米沢            | 訪問入浴介護        | 米沢市栄町1番地の4     | 平成16. 8. 1 |
| 大島医院指定通所リハビリテーション事業所 | 通所リハビリテーション   | 山形市桜田西四丁目1番14号 | 同 11.30    |

## 山形県告示第102号

知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の5第1項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成17年2月4日

山形県知事 高橋和雄

| 指定居宅支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地              | 事業所の名称及び所在地                              | 知的障害者居宅支援の種類 | 指定年月日      |
|---------------------------------------|------------------------------------------|--------------|------------|
| 社会福祉法人<br>山形県社会福祉事業団<br>山形市緑町一丁目9番30号 | 希望が丘<br>第11グループホーム<br>東置賜郡高畠町大字山崎261番地の8 | 知的障害者地域生活援助  | 平成17. 2. 1 |

## 山形県告示第103号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成17年2月4日

山形県知事 高橋和雄

| 指定居宅サービス事業者の名称及び所在地     | 事業所の名称及び所在地                   | 居宅サービスの種類 | 廃止年月日      |
|-------------------------|-------------------------------|-----------|------------|
| 有限会社セスナー<br>南陽市宮内778番 1 | 竹とんぼ「まったり」<br>米沢市窪田町小瀬490 - 1 | 通所介護      | 平成16.12.30 |

山形県告示第104号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成17年2月4日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 指定居宅サービス事業者の名称及び所在地     | 居宅サービスの種類 | 事業所の名称及び所在地    |                | 変更年月日      |
|-------------------------|-----------|----------------|----------------|------------|
|                         |           | 変 更 前          | 変 更 後          |            |
| 有限会社三友医療<br>米沢市相生町7番52号 | 訪問介護      | さんゆうすずらん       |                | 平成17. 1.10 |
|                         |           | 米沢市万世町桑山2194番地 | 米沢市万世町桑山4626番地 |            |

山形県告示第105号

山形県農村地域工業等導入資金融通促進事業費補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成17年2月4日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県農村地域工業等導入資金融通促進事業費補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県農村地域工業等導入資金融通促進事業費補助金交付規程(昭和48年10月県告示第1467号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「年利率1.35パーセント」を「年利率1.15パーセント」に改め、同条第2号イ(イ)中「年利率1.50パーセント」を「年利率1.30パーセント」に改め、同号イ(ロ)中「年利率1.65パーセント」を「年利率1.45パーセント」に改め、同号ロ(イ)中「年利率1.40パーセント」を「年利率1.20パーセント」に改め、同号ロ(ロ)中「年利率1.65パーセント」を「年利率1.45パーセント」に改める。

附 則

- この規程は、公布の日から施行する。
- 改正後の第2条の規定は、平成17年1月7日以後に貸し付けられた資金について適用し、同日前に貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

山形県告示第106号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の3第2項の規定により、平成16年度地籍調査事業計画を次のとおり定めた。

平成17年2月4日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 調査を行う者の名称 | 調 査 地 域 | 調 査 期 間                                       |
|-----------|---------|-----------------------------------------------|
| 高 畠 町     | 大字根岸の一部 | 国土調査法第9条の2第2項の規定による負担金の変更交付決定の日から平成17年3月31日まで |

## 山形県告示第107号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山総務建築課において平成17年2月4日から同年2月17日まで縦覧に供する。

平成17年2月4日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 路線名 左沢浮島線
- 2 供用開始の区間 西村山郡朝日町大字大暮山字水尻440番2から  
同 まで
- 3 供用開始の期日 平成17年2月4日

## 山形県告示第108号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成17年2月4日から同年2月17日まで縦覧に供する。

平成17年2月4日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 345号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                          | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員                | 延長         |
|----------------------------|---|------|----------------------|------------|
| 鶴岡市大字田川字岩行1番5から<br>同 8番1まで |   | 旧    | 13.0メートル<br>↓<br>8.8 | メートル<br>67 |
| 同                          | 上 | 新    | 10.4メートル<br>↓<br>8.8 | 同上         |

## 山形県告示第109号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成17年2月4日から同年2月17日まで縦覧に供する。

平成17年2月4日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 安田砂越停車場線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                                      | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員                | 延長          |
|----------------------------------------|---|------|----------------------|-------------|
| 酒田市大字上興野字堰東35番5から<br>同 大字漆曾根字上田元207番まで |   | 旧    | 7.2メートル<br>↓<br>5.8  | メートル<br>397 |
| 同                                      | 上 | 新    | 11.2メートル<br>↓<br>6.8 | 同上          |

## 山形県告示第110号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成17年2月4日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程(昭和39年8月県告示第703号)の一部を次のように改正する。

別表第5中 「酒田市中町一丁目13番15号」 を 「酒田市本町一丁目2番52号」 に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

平成17年2月4日印刷  
平成17年2月4日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県  
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部  
電話 山形(631)2057 (631)2056